



平成 24 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社サンケイビル
代表者名 取締役社長 飯 島 一 暢
(コード 8 8 0 9 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役 高 田 実
(TEL 03-3212-4000)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に係る承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、「平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリース」といいます。)にてご報告申し上げますとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「Ⅰ. ②」において定義いたします。)の全部の取得等に係る各議案について、定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)及び当社普通株主様による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。また、本公開買付け(下記「Ⅲ. 3.」において定義いたします。)の結果、当社の普通株式は平成 24 年 3 月 31 日事業年度末における流通株式比率が 5%未満となっており、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。これらの事由により、当社の普通株式は、本日から平成 24 年 7 月 29 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 24 年 8 月 1 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様の保有する全部取得条項付普通株式を当社が平成 24 年 8 月 2 日付で取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社の A 種種類株式(下記「Ⅰ. ①」において定義いたします。)を 2,039,400 分の 1 株の割合をもって当社が交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリースにてご報告申し上げますとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくこと等を目的として、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式(以下、「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変

更いたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を、2,039,400 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社以外の全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 2,039,400 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社フジ・メディア・サービス（以下、「フジ・メディア・サービス」といいます。）及び株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下、「フジ・メディア・ホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更（以下、「定款一部変更の件—1」といいます。）は、本定時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更（以下、「定款一部変更の件—2」といいます。）は、本定時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件—1」）」に記載のとおりであり、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件—2」）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

「定款一部変更の件—1」に係る定款変更は、本定時株主総会の第 1 号議案の承認可決をもって既に効力が発生しております。また、「定款一部変更の件—2」に係る定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決を経て、平成 24 年 8 月 2 日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本定時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成 24 年 5 月 15 日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件—1」及び「定款一部変更の件—2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記 2. において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 2,039,400 分の 1 株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされる A 種種類株式の数は、フジ・メディア・サービス及びフジ・メディア・ホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力は、本定時株主総会における承認可決を経て、「定款一部変更の件—2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成24年8月2日（以下、「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は、取得日に株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得の対価として、「定款一部変更の件—1」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株と引換えに2,039,400分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をフジ・メディア・ホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金740円（フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社であるフジ・メディア・サービスにより、平成24年1月20日から実施されておりました当社普通株式並びに平成16年6月29日開催の当社株主総会及び平成16年11月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の際における当社普通株式1株当たりの買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件—1」）の効力発生日	平成24年6月28日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年6月28日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成24年6月29日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成24年7月27日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年7月30日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成24年8月1日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件—2」）の効力発生日	平成24年8月2日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成24年8月2日（木）

以上